

公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団専門部会  
会則

(趣旨)

第1条 この会則は、公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団設置規程第21条の規定に基づき、高松市スポーツ少年団専門部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この部会に広報普及部会、指導育成部会及び活動開発部会を置く。

2 前項に掲げる専門部のほか、必要に応じて部会を設置することができる。

(任務)

第3条 前条に規定する各専門部の任務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 広報普及部会

- ア 会報及び刊行物に関すること。
- イ 表彰に関すること。
- ウ スポーツ少年団活動に関する調査研究に関すること。
- エ その他広報普及に関すること。

(2) 指導育成部会

- ア 指導者研修事業に関すること。
- イ リーダーの養成に関すること。
- ウ その他指導育成に関すること。

(3) 活動開発部会

- ア 交流活動事業に関すること。
- イ その他活動開発に関すること。

(役員)

第4条 前条に規定する専門部に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 部員 若干名

2 会長及び副会長は、常任委員会で推挙し本部長が委嘱する。

3 部員は、常任委員のうちから、本部長が委嘱する。

4 前項のほか、常任委員会に諮って学識経験者から、部員を委嘱することができる。

(任期)

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会則の改正)

第6条 この会則の改正は、常任委員会の決議を経て改正することができる。

(委任)

第7条 この会則の施行について必要な事項は、高松市スポーツ少年団本部長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30年第1回臨時委員総会の決議があった日から施行し、同年4月1日から適用する。

(最初の役員)

2 専門部の最初の役員は、別表第1から別表第3までに掲げる者とし、任期は、第5条の規定にかかわらず、選任後1年以内に終了する事業年度とする。

別表第1（第3条関係）

広報普及部会

役職名	役員名
会長	奥 弘文
副会長	笹岡 良二
部員	辻 正彦、福井 智紀、野元 浩幹、白石 由子

別表第2（第3条関係）

指導育成部会

役職名	役員名
会長	溝渕 豊仁
副会長	池内 三雄
部員	西川 靖子、今井 由幸、松岡 一馬、二宮 実知子

別表第3（第3条関係）

活動開発部会

役職名	役員名
会長	古川 勝士
副会長	栗田 康市
部員	天野 孝則、杉本 節也、大西 努、佐野 賢裕、由淵 聖